

(仮称) 周南市徳山駅前広場等条例 (素案) について

1 はじめに

徳山駅の駅前広場と自由通路は、単に公共交通機関を繋ぐ施設というだけではなく、まちの玄関口であり、徳山駅前賑わい交流施設及び徳山駅前図書館とともに、駅を中心とした新たな賑わいを周辺市街地に波及させていく拠点的な役割が期待されています。

この条例は、交通安全はもとより、美しい駅前空間を保持して誰にとっても居心地の良い空間となるようマナーの向上や快適な空間づくりに資するとともに、ルールを明確にして施設の活用を推進するために制定するものです。

このたび、その素案がまとまりましたので、市民の皆様からご意見等をいただくため、パブリック・コメントを実施します。

2 (仮称) 周南市 徳山駅前広場条例 (素案) の構成

1 設置 (目的)

この条例は、徳山駅前における公衆の利便と通行の安全、円滑を図るとともに、賑わいを創出し、人々の交流を促進するため、駅前広場及び自由通路 (以下「駅前広場等」といいます。) の設置及び管理に関することについて定めます。

2 定義

この条例における用語の意義を次のとおり定めます。

(1) 公共交通事業者

鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業者並びに道路運送法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者及び同法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者をいいます。

(2) バス乗降場

道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を行うために使用される乗降場をいいます。

(3) タクシー乗降場等

道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を行うために使用される乗降場及び待機場をいいます。

(4) 一般車乗降場等

送迎等で使用する一般車両の停車場 (身体障害者用乗降場を含む。) をいいます。

3 名称及び、位置及び区域

駅前広場等の名称及び位置を定めます。

(1) 駅前広場

名称	位置
徳山駅北口駅前広場	周南市御幸通二丁目地内
徳山駅南口駅前広場	周南市千代田町地内

(2) 自由通路

名称	位置
徳山駅南北自由通路	周南市大字徳山字佐渡町南浦地内

※ 駅前広場等の区域は、別図のとおりです。

4 施設

駅前広場等には、次の施設を設けます。

(1) 徳山駅北口駅前広場

- ㊦ バス乗降場 ㊦ タクシー乗降場等 ㊦ 一般車乗降場等
㊦ 交通案内所 ㊦ ポケットパーク ㊦ 水景施設

(2) 徳山駅南口駅前広場

- ㊦ タクシー乗降場等 ㊦ 一般車乗降場等

(3) 徳山駅南北自由通路

- ㊦ 待合い交流スペース

5 行為の禁止

駅前広場等において禁止する行為を次のとおり定めます。

- (1) 施設、設備等を毀損し、又は汚損すること。
- (2) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (3) 通行の妨げとなる行為をすること。
- (4) 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (5) 一般車乗降場等に駐車すること。
- (6) 自転車を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (7) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為をすること。
- (8) 寝泊まりすること。
- (9) 危険物を持ち込むこと。
- (10) 火気類を使用すること。
- (11) 鳥その他動物を飼養（餌付け行為を含む。）すること。
- (12) 風船その他飛行体を飛ばすこと。
- (13) 前各号に掲げるもののほか管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

6 使用の許可

原則禁止ですが、あらかじめ管理者の許可を受けることのできる行為について定めます。

- (1) 募金、署名活動をすること。
- (2) 物品の販売、勧誘、宣伝又はビラ等の頒布をすること。
- (3) 興行、展示会、音楽会、演説、集会その他これらに類する催しをすること。
- (4) 業を目的として写真又は映像を撮影すること。
- (5) 看板、貼紙、貼札、のぼり旗その他これらに類する物を掲示し、又は設置すること。

- (6) 前号各号に掲げるもののほか駅前広場等の全部又は一部を独占して使用すること。
※駅前広場は、道路という性格もあるので別に警察署の許可が必要な場合があります。

7 使用の不許可

使用を許可しない場合について定めます。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 暴力団員、暴力団関係者又は役員に暴力団関係者がいる法人等による使用である場合
- (3) 暴力団の利益となる場合
- (4) 近隣住民の生活又は交通事業者等の業務に支障を及ぼすおそれがあると認める場合
- (5) その他駅前広場等の管理運営上支障があると認める場合

8 使用料

施設等の使用料金について定めます。

駅前広場は、周南市道路占用料徴収条例に基づいて料金を設定する予定です。

また、自由通路は、周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例に基づいて料金を設定する予定です。

(参考) イベントで使用される場合は、

駅前広場の使用料は、1平方メートル当たり1日につき 10円程度

自由通路の使用料は、1平方メートル当たり1日につき 30円程度
を想定しています。

使用料は、公益上その他特別の理由があるときは、減額又は免除できることとします。

9 原状回復

駅前広場等を使用した後は、速やかに元の状態に回復することを定めます。

10 損害賠償

駅前広場等の施設又は設備を汚したり、壊したりした場合の賠償について定めます。

11 指定管理者による管理

地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」といいます。)に駅前広場等の管理を行わせることができる旨と指定管理者が行う業務について定めます。

【指定管理者の業務】

- (1) 駅前広場等の維持管理に関する業務
- (2) 駅前広場等の使用の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

12 委任その他

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めます。

※ 現在の周南市徳山駅南北自由通路条例は、この条例の中に包含する予定です。